宝くじ夢定期預金規定

お預入れの宝くじ夢定期預金(以下「この預金」といいます。) につきましては、本規定および夢ネット支店取引規定によりお取扱いさせていただきます。

第 1 条 定期預金の作成方法

この預金の作成は、あらかじめ指定された当支店用普通預金口座から口座振替の方法によってのみ作成します。

第 2 条 預入金額

この預金の1口あたりの預入金額は、1百万円、3百万円、6百万円、9百万円、1千5百万円の5通りとします。

第 3 条 預入日

預入日は、当支店用普通預金口座から口座振替によりこの預金を作成した日とします。

第 4 条 預入期間

この預金の預入期間は3年です。

第 5 条 自動継続

この預金は、満期日に3年後の応当日を新たな満期日とした宝くじ夢定期預金に自動継続します。継続された預金についても同様とします。

但し、2021年11月1日以降に満期日を迎える定期預金は、変動金利定期預金(期間3年) に自動継続します。以降継続された預金についても同様とします。

第 6 条 適用利率

1. 預入日または継続日における利率

預入日(継続の場合は継続日)(以下、「預入日」といいます。)当日の預入期間6ヵ月のスーパー定期(預入金額が1千5百万円の場合は大口定期)の店頭表示利率に当金庫所定の利率(以下、「上乗せ利率」といいます。)を加えた利率とします。

2. 利率の変更

利率は預入日から6ヵ月毎に変更します。預入日から6ヵ月毎の応当日における利率は、 預入日から6ヵ月毎の応当日における預入期間6ヵ月のスーパー定期(預入金額が1千5 百万円の場合は大口定期)の店頭表示利率に上乗せ利率を加えた利率とします。

3. 上乗せ利率

上乗せ利率は、預入日により異なりますが、預入日に適用した上乗せ利率は、最初に到来 する満期日までは変わりません。

4. 前三項における利率算定方式は金融情勢の変化等により変更することがあります。なお、 利率算定方式を変更した場合、新しい利率算定方式は変更日以降に継続される預金から適 用します。

第7条利息

- 1. この預金は利払式のみの取扱いとします。利息は、預入日から満期日の前日までの日数および第6条の利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日(満期日が窓口休業日(土曜日・日曜日・祝日等)の場合は翌窓口営業日)に一括して、ご本人名義の当支店普通預金口座に入金します。
- 2. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第 8 条 一部支払の取扱い

この預金は、一部支払の取扱いは行いません。

第 9 条 預金の解約

- 1. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- 2. この預金を解約する場合は、テレホンバンキング所定の方法により京信テレホンバンキングセンターに解約の依頼を行うか、または各店舗窓口で解約の依頼を行ってください。

第10条 満期前解約の取扱い

この預金を第9条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6ヵ月以上1年未満 約定利率×40%

③ 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×50%

④ 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×60%

⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×70%

⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×90%

満期前解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率を適用します。

第11条 満期前解約後の預入れ制限

この預金が満期前解約された場合、預入期間中に宝くじ夢定期預金景品規定に基づく宝くじを 1回でも受領されている場合は、取引の公平性を確保するため、当該預金の満期日までは、宝 くじ夢定期預金の再度の預入れをお断りすることがあります。

第12条 その他の預入れ制限

取引の公平性を確保するために、前条のほか、当金庫は以下の場合、預入れをお断りすることがあります。

1. 名義借り

前条の預入れ制限を回避するために家族、知人などの名義を借りた預入れであると当金庫 が判断する場合

2. 不確実な資金

契約日から満期日までの3年間、預入れが難しい資金と当金庫が判断する場合

3. 公平性を害する取引

その他取引の公平性を害するおそれがあると当金庫が判断する場合

4. 夢ネット支店取引規定第26条(解約等)の第3項から第5項に定めた事由が生じた場合

第13条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた 場合には、当金庫に対する借入金等の債務(手数料債務、保証債務を含みます。)と相殺 する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。 なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金 庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- 2. 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法 を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、直ちに当 支店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債 務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から 相殺されるものとします。
- (2) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 3. 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
- (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知 が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ま た、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫 の定めによるものとします。
- 4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第14条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、夢ネット支店取引規定ほか各取引規定により取扱います。

第15条 規定の変更

- 1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上 2021年4月20日現在